5-(2)-1 国際機関(小計 11)

5-(2)-1-1

FAO: 国際連合食糧農業機関 Food and Agriculture Organization of the United Nation 国連の専門機関として、1945年10月16日に設立。世界各国の国民の栄養水準と生活水準の向上、農業生産性の向上及び農村住民の生活条件の改善を通じて、貧困と飢餓の緩和を図ることを目的としている。加盟は196か国(2準加盟国含む。)及びEU(2015年2月時点)、本部はローマ(イタリア)。

FAOホームページ http://www.fao.org/

5-(2)-1-2

WHO: 世界保健機関 World Health Organization

国連の専門機関として、1948年4月7日に設立。「全ての人民が可能な最高の健康水準に到達すること」(世界保健憲章第1条)を目的としている。加盟国数は194か国(2013年9月時点)、本部はジュネーブ(スイス)。

WHOホームページ http://www.who.int/

5-(2)-1-3

Codex: コーデックス委員会 Codex Alimentarius Commission

消費者の健康の保護と食品の公正な貿易の確保を目的として、1963年に第1回総会が開催された。国際食品規格を作成しており、185か国1機関(EU)が加盟、28の部会からなる。その他、執行委員会(CCEXEC)がある(2014年8月時点)。Codexホームページ http://www.codexalimentarius.org/

5-(2)-1-4

JECFA: **FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議** Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives

FAOとWHOが合同で運営する専門家の会合として、1956年から活動を開始している。FAO、WHO、それらの加盟国及びコーデックス委員会に対する科学的な助言機関として、食品添加物、汚染物質、動物用医薬品等の安全性評価を行っている。通常は年2回開催している(食品添加物・汚染物質で1回、動物用医薬品で1回)。

5-(2)-1-5

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 Joint FAO/WHO Meeting on Pesticide Residues

FAOとWHOが合同で運営する専門家の会合として、1963年から活動を開始している。FAO、WHO、それらの加盟国及びコーデックス委員会に対する科学的な助言機関として、農薬の一日摂取許容量(ADI)や食品由来の残留農薬の摂取推定量について科学的評価を行うとともに、コーデックス残留農薬部会が最大残留基準値の検討に資するための残留レベルを算出し、報告する。通常は年1回開催している。

5-(2)-1-6

JEMRA: FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議 Joint FAO/WHO Expert

Meetings on Microbiological Risk Assessment

FAOとWHOが合同で運営する専門家の会合として、2000年から活動を開始している。FAO、WHO、それらの加盟国及びコーデックス委員会に対する科学的な助言機関として、リスク評価に関する科学的な情報の整理、ガイドラインの作成、データの収集・整理、リスク管理におけるリスク評価活用方法の指導、情報及び技術の提供を行っている。

5-(2)-1-7

OIE: 国際獸疫事務局 Organisation mondiale de la santé animale (World Organisation for Animal Health)

動物の伝染性疾病の状況に関する情報の透明性の確保を目的として、国際協定に基づく国際機関として1924年に設立。家畜に関する科学的な情報の収集と普及、家畜の伝染性疾病の制御に向けた国際協力や専門的知見の提供、家畜の国際的取引のための衛生規約の策定を行っている。参加国は178か国(2013年1月時点)、本部はパリ(フランス)。

OIEホームページ http://www.oie.int/

5-(2)-1-8

IARC: 国際がん研究機関 International Agency for Research on Cancer

WHOの一機関として設立。世界の発がん状況の監視、発がんの原因特定、発がん物質のメカニズムの解明、発がん制御の科学的戦略の確立を目的に、化学物質やウイルス等の発がんリスクの評価、公表を行っている。所在地はリヨン(フランス)。

IARCホームページ http://www.iarc.fr/

5-(2)-1-9

OECD: 経済協力開発機構 Organization for Economic Co-operation and Development

欧州16か国で構成されたOEECに米国、カナダが加わり、1961年9月に設立。先進国間の自由な意見交換・情報交換を通じて、経済成長、貿易自由化、途上国支援に貢献することを目的としている。化学部会では化学物質のテストガイドラインを設定しており、安全性評価で利用する試験結果は、このガイドラインに基づくことが望ましいとされている。

加盟国は34か国(2015年2月時点)、事務局はパリ(フランス)。我が国は1964年に加盟している。

OECDホームページ http://www.oecd.org/

5-(2)-1-10

WTO:世界貿易機関 World Trade Organization

1995年1月1日設立。可能な限り、貿易の円滑化、自由化を実現するため、交渉を通じて多国間の貿易ルールを策定する国際機関の一つ。WTO協定附属書の一つである「衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)」は、加盟国が食品添加物や残留農薬基準の設定等の措置をするときに、ヒト、動物又は植物の生命や健康を守るために必要な限度において科学的な原則に基づいた措置をとることを義務づけている。加盟国は159か国(2013年3月時点)、事務局はジュネーブ(スイス)。

WTOホームページ http://www.wto.org/

5-(2)-1-11

ISO:国際標準化機構 International Organization for Standardization

各国の規格を扱う機関のネットワークとして、1947年2月23日設立。国連と異なり、メンバーは政府代表ではなく民間団体又は公共機関だが、加盟できるのは各国一機関のみ。電気分野を除く産業に関する規格の国際的統一や協調を目的としている。加盟国は163か国(2013年9月時点)、事務局はジュネーブ(スイス)。ISOホームページ http://www.iso.org/iso/home.html

5-(2)-2 海外政府機関 (小計 31)

5-(2)-2-1 欧州

5-(2)-2-1-1 EU

DG SANTE: 欧州委員会保健衛生・食の安全総局 Directore-General for Health and Food Safety

消費者の食品健康リスクを低減し、管理することを目的として 2015 年 1 月に、DG SANCO(健康消費者保護総局) から組織改編。

公衆衛生を保護し改善すること、欧州の食品が安全かつ健全であることを保証すること、家畜及び家きんの衛生と福祉を保護すること、農作物と森林の健全性(health)を保護することを目的としている。

DG SANTEホームページ http://ec.europa.eu/dgs/health food-safety/index en.htm

5-(2)-2-1-2 EU

FVO:欧州連合食品·獣医局 Food and Veterinary Office

EU加盟国内でEU法が適切に施行又は実施されることを確保するための監督を行う機関であり、以下の3つの監督機能を柱にしている。①加盟国がEU 法を国内法化(transposition)しているか否かを検証する、②国家残留物計画(national residue programs)又は動物飼料の規制(animal feed controls)等のような、EU 法の適用に関して加盟国及び第三国から受領する報告を分析する、③加盟国及び第三国において、当該国の権限ある政府機関がEU 法の施行状況及び実施状況を確認するために立入検査(on-the-spot inspections)を行う。

FVOホームページ http://ec.europa.eu/food/fvo/index_en.cfm

5-(2)-2-1-3 EU

EFSA: 欧州食品安全機関 European Food Safety Authority

欧州委員会とは法的に独立した機関として2002年1月に設立された。食品の安全性に関して、欧州委員会等、食品のリスクに関する科学的な助言とコミュニケーション手段を提供している。リスク評価は、同機関内の科学パネルが担っている。作物の病虫害、飼料、動物福祉を含めた、あらゆる食品にかかわるリスクが評価の対象となる。

EFSAホームページ http://www.efsa.europa.eu/

5-(2)-2-1-4 EU

EMA: 欧州医薬品庁 European Medical Agency

EUにおいて医薬品認可制度が施行された1995年にロンドンに設置されたEUの機関であり、人間及び動物用医薬品の評価及び管理を行っている。

5-(2)-2-1-5 EU

CEN: 欧州標準化委員会 European Committee for Standardization

電気分野を除く産業に関する規格の域内統一や協調を目的とした、ヨーロッパ域内における標準化機関。ISOとCENの間では、規格開発における相互の技術協力に関するウィーン協定があり、共同で規格を検討することを定め、CENによるDIS(国際規格原案)の作成を認めている。

5-(2)-2-1-6 EU

ECDC: 欧州疾病予防管理センター European Centre for Disease Prevention and Control 欧州の感染症予防強化の目的で、欧州連合の専門機関の一つとして2005年に設立された。本部はスウェーデンのストックホルム。感染症によって生じる既存及び新興のヒトの健康リスクの特定、評価及び広報を行っている。

ECDCホームページ http://www.ecdc.europa.eu/en/Pages/home.aspx

5-(2)-2-1-7 英国

DEFRA: 英国環境・食料・農村地域省 Department for Environment, Food and Rural Affairs 英国政府機関の一つ。現在及び将来の世代を通じ、全ての人々の生活の質の向上を図るための持続可能な開発を図ることを目的として、国内外の環境の改善と資源の持続可能な活用、持続可能な農業、漁業、食品産業の推進及び農村経済の活性化を行っている。食品の安全性関連では、リスクの特定、リスク評価、リスクへの対処、事後評価と報告の4つの要素からなる「リスクマネージメント」を行うこととしている。

DEFRAホームページ http://www.defra.gov.uk/

5-(2)-2-1-8 英国

FSA: 英国食品基準庁 Food Standards Agency

食品の安全性を監視する独立機関として2000年に設立。食品由来の疫病の削減、より健康な食生活の推進、適正な表示の促進等を通じて、消費者の信頼を獲得することを目的として、食品の安全性に関する助言や情報を消費者や政府の他機関に提供するとともに、消費者保護のための事業者の監視、リスク評価、リスク管理及びリスクコミュニケーションを行う。

FSAホームページ http://www.food.gov.uk/

5-(2)-2-1-9 フランス

ANSES: フランス食品環境労働衛生安全庁 Agence nationale de sécurité sanitaire de l'alimentation, de l'environnement et du travail

健康・農業・環境・労働・消費者問題省の傘下で、健康、安全問題を担当する各機構をサポートするために、食品、環境及び職場のリスク評価を行う機関。2010年7月にフランス食品衛生安全庁(AFSSA: French Food Safety Agency)とフランス環境労働衛生安全庁(AFFSSET: French Agency for Environmental and Occupational Health Safety)が合併した組織である。

ANSESホームページ http://www.anses.fr/

5-(2)-2-1-10 ドイツ

BMEL: ドイツ連邦食糧農業省 Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft

市民生活に直結する食品及び農業に関する事項を取り扱う。安全な食品に基づくバランスのとれた食生活、消費者への適切な情報提供、持続可能な強い農業・林業・水産業、及び農村地域の展望がBMELの重要な取組課題である。これらの取組には、栄養及び食品の安全保障が密接に関係している。2013年12月にドイツ連邦食糧・農業・消費者保護省(Bundesministerium für Ernährung, Landwirtschaft und Verbraucherschutz)から名称を変更した。

BMELホームページ http://www.bmel.de/DE/Ministerium/ministerium_node.html

5-(2)-2-1-11 ドイツ

BVL: **ドイツ連邦消費者保護・食品安全庁** Bundesamt für Verbraucherschutz und Lebens mittelsicherheit

消費者健康保護及び食品安全のためのリスク管理機関として設立(2002年1月)。 食品サーベイランス及びモニタリングの調整、動物用医薬品の認可等を行っている。 また、リスク管理のための行政的なリスクコミュニケーションを行っている。

BVLホームページ http://www.bvl.bund.de/DE/Home/homepage_node.html

5-(2)-2-1-12 ドイツ

BfR:ドイツ連邦リスク評価研究所 Bundesinstitut für Risikobewertung

科学的なリスク評価機関として設立(2002年11月)。リスク削減を目的として、消費者の健康保護と食品の安全性に関するリスク評価、科学的助言を行っている。また、情報の透明性を確保する立場からリスクコミュニケーションを行っている。BfRホームページ http://www.bfr.bund.de/de/start.html

5-(2)-2-1-13 スペイン

AECOSAN: スペイン消費食品安全栄養庁 Agencia Española de Consumo, Seguridad Alimentaria y Nutrición

2001 年に食品の安全性を確保するための機関として、スペイン食品安全庁 (AESA: Agencia Española de Seguridad Alimentaria) が設立された。2006 年に栄養の分野における健康促進業務が加わり、スペイン食品安全栄養庁(AESAN: Agencia Española de Seguridad Alimentaria y Nutrición) となり、2014 年 2 月に国立消費研究所 (INC: Instituto Nacional de Consumo) と統合され、現在の組織体制となった。

リスク管理、リスク評価及びリスクコミュニケーションを行っている。制度上リスク管理とリスク評価を分離していないが、リスク管理は自治州でも行っており、その結果が国に報告されている。なお、リスク評価は AECOSAN が独立して行っている。

AECOSAN ホームページ http://aesan.msssi.gob.es/

5-(2)-2-1-14 オランダ

RIVM: オランダ国立公衆衛生環境研究所 Rijksinstituut voor Volksgezondheid en Milieu 1909年に創立。公衆衛生及び環境分野を専門とする研究機関で、オランダ政府省庁の政策立案者、行政管理者、検査機関、欧州連合や国連等の国際機関から委託を受けて、感染症、予防接種、スクリーニング、ライフスタイル、栄養、医薬

品、環境、持続可能性と安全性等の諸問題について研究、調査、評価及び提言を 行っている。

5-(2)-2-2 北米

5-(2)-2-2-1 米国

USDA: 米国農務省 United States Department of Agriculture

米国政府機関の一つで、農業全般を担当している。FSIS(米国食品安全検査局: Food Safety and Inspection Service)等の部局からなる。1862年設立。

USDAホームページ http://www.usda.gov/

5-(2)-2-2-2 米国

FSIS:米国食品安全検査局 Food Safety and Inspection Service

米国農務省(USDA: United States Department of Agriculture)の局の一つ。畜肉、家きん肉及び鶏卵の安全性や適正な表示を確保するため、これらの検査、加工工場の安全性基準の設定、リスク評価、食育等を行っている。

5-(2)-2-2-3 米国

EPA: 米国環境保護庁 Environmental Protection Agency

連邦政府にある15の省とは別に設置された独立機関の一つ。米国民の健康と自然環境を保護することを目的として、規制、州政府の環境保護事業への補助、調査研究、環境保護に取り組む企業等への補助等を行っている。食品の安全性関連では、農薬の安全性や残留基準及び飲料水の安全性の基準について所管している。

EPAホームページ http://www.epa.gov/

5-(2)-2-2-4 米国

FDA: 米国食品医薬品庁 Food and Drug Administration

米国保健福祉省(Department of Health and Human Services)に設置された機関の一つ。医薬品、食品(畜肉、家きん肉及び鶏卵を除く)、医療機器、化粧品等の効能や安全性を確保することを通じ、消費者の健康を保護することを目的として、企業が行った安全性試験の検証、製品の検査・検疫、安全を確保するための規制、調査研究を行っている。本部はメリーランド州シルバースプリング。

FDAホームページ http://www.fda.gov/

5-(2)-2-2-5 米国

CFSAN: **米国食品安全・応用栄養センター** Center for Food Safety and Applied Nutrition 米国食品医薬品庁(FDA: Food and Drug Administration)を構成するセンターの一つ。食品や化粧品の安全性や適正な表示を確保することにより、国民の健康を保護することを目的として、添加物、汚染物質、バイオテクノロジー関連食品のリスク評価を行うとともに、それら食品及び化粧品の危害要因や表示についての規制等を行っている。本部はメリーランド州カレッジパーク。

5-(2)-2-2-6 米国

CDC: 米国疾病管理予防センター Centers for Disease Control and Prevention

米国保健福祉省(Department of Health and Human Services)に設置された機関の一つ。疫病の防止・制御を図るために、健康や安全性についての情報の提供、州政府や民間企業等との連携強化を行っている。本部はジョージア州アトランタ。

CDCホームページ http://www.cdc.gov/

5-(2)-2-2-7 米国

NIH: 米国国立衛生研究所 National Institutes of Health

米国保健福祉省(Department of Health and Human Services)に設置された機関の1つで、いくつかの研究所等で構成されている。生物系の本質及び挙動に関する基礎研究を行い、健康増進、長寿、疾病・障害防止に役立てている。本部はメリーランド州ベセスダ。NIHホームページ http://www.nih.gov/

5-(2)-2-2-8 米国

NIEHS: **米国環境健康科学研究所** National Institute of Environmental Health Sciences 米国保健福祉省(Department of Health and Human Services)に設置された機関の一つである国立衛生研究所(National Institutes of Health)を構成する研究所の一つ。環境と病気の関連性を解明することにより、環境に関連する病気を削減することを目的として、鉛、水銀、アスベスト等の化学物質や農薬等の危害要因の削減や細胞レベルでの病気の原因究明についての調査研究を行っている。本部は、ノースカロライナ州リサーチトライアングルパーク。

NIEHSホームページ http://www.niehs.nih.gov/

5-(2)-2-2-9 カナダ

カナダ保健省 Health Canada

連邦政府機関の一つ。カナダ国民の健康の維持と向上を目的として、健康政策の策定、健康に関する規制の実施、疫病の防止促進等を行っている。食品の安全性関連では、食品の安全性に関する政策や基準の策定を行っている。

Health Canadaホームページ http://www.hc-sc.gc.ca/

5-(2)-2-2-10 カナダ

CFIA: カナダ食品検査庁 Canadian Food Inspection Agency

連邦政府の4省にまたがっていた検査機能を統一した機関として、1997年に設立。 食品の安全性、動物の健康及び植物保護を確保することを目的として、カナダ保 健省によって策定された政策や基準を執行するとともに、食品、動物及び植物の 検査を行っている。

CFIAホームページ http://www.inspection.gc.ca/

5-(2)-2-3 その他の国

5-(2)-2-3-1 オーストラリア・ニュージーランド

FSANZ: オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関 Food Standards Australia New Zealand

食品の安全の維持を図ることにより、オーストラリア及びニュージーランドの 国民の健康と安全を保護することを目的として2国間で設立した機関。食品添加物 や自然毒、遺伝子組換え食品等、新開発食品についての健康影響評価を実施する 一方、オーストラリア政府やニュージーランド政府機関と連携して生産から消費 にいたる衛生対策等も行っている。事務所はキャンベラ(オーストラリア)、ウ エリントン(ニュージーランド)。

FSANZホームページ http://www.foodstandards.gov.au/

5-(2)-2-3-2 オーストラリア

APVMA: オーストラリア農薬・動物用医薬品局 Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority

オーストラリア連邦政府にある20の省とは別に設置された独立機関の一つで、 農薬・動物用医薬品法に基づき、農薬及び動物用医薬品に関する評価及び登録、 小売段階までの規制を行う行政機関である。

APVMA ホームページ http://www.apvma.gov.au/

5-(2)-2-3-3 中国

中国国家衛生•計画出産委員会 National Health and Family Planning Commission of the People's Republic of China

中央省庁再編により国家人口・計画出産委員会と衛生部が統合され、2013年3月に設立。食品安全に関する分野ではリスク評価や基準の制定等を担っている。 また、食中毒の統計も公表している。

ホームページ http://www.moh.gov.cn/zhuzhan/

食品安全の評価の部門は、国家食品安全リスク評価専門委員会を支援する国家 食品安全リスク評価センター(China National Center for Food Safety Risk Assessment) が設置されている。

ホームページ http://www.cfsa.net.cn/

5-(2)-2-3-4 中国

中国国家品質監督検査検疫総局 General Administration of Quality Supervision, Inspection and Quarantine of the People's Republic of China

輸出入食品の安全管理、問題製品の回収等を担っている。リスク警報や早期対応システムを構築し、輸入食品中に存在し得るリスクや潜在的危害に対し予防的措置等を講じている。

ホームページ http://www.aqsiq.gov.cn/

5-(2)-2-3-5 香港

香港食物環境衛生署食物安全センター Centre for Food Safety

食品安全の規制機能の強化、及び食品安全レベルの向上という市民の期待に応えるため、2006年に食物環境衛生署の下に設立。リスク管理、リスク評価及びリスクコミュニケーションを担っている。また、当該機関の下には食品安全専門家委員会(Expert Committee on Food Safety)が設けられている。

ホームページ http://www.cfs.gov.hk/sindex.html

5-(2)-2-3-6 台湾

台湾衛生福利部 Ministry of Health and Welfare

人口構成の変化及び新しい形態の社会における課題への対応や健康及び福祉の 強化を目的とし、2013年に設置。前身は台湾行政院衛生署。所管機関に食品薬物 管理署(台湾 FDA)及び疾病管制署(台湾 CDC)を持ち、市場流通食品や輸入食品 の安全管理、食品のリスク評価、基準の設定を行っている。

ホームページ http://www.mohw.gov.tw/CHT/Ministry/Index.aspx

5-(2)-2-3-7 シンガポール

AVA: シンガポール農食品・獣医局 Agri-Food & Veterinariy Authority

食品安全と動植物衛生の維持・向上を目的として、2002年に設置。食品の基準設定、動植物の検疫、輸入食品の安全管理等を実施している。所管のシンガポール獣医公衆衛生センター(VPHC)は、農薬や微生物の分析等の検査業務を担っている。

AVA ホームページ http://www.ava.gov.sg/

5-(2)-3 国内機関 (小計 22)

5-(2)-3-1 厚生労働省関係

5-(2)-3-1-1

医薬食品局 食品安全部 Department of Food Safety

食品安全行政におけるリスク管理機関として、食品衛生法等に基づき食品の安全確保による国民の健康の保護を図っている。最新の科学的知見を踏まえて、内閣府食品安全委員会が行うリスク評価に基づき食品製造業者等が遵守すべき食品、食品添加物、残留農薬等の規格基準を定めたり、全国の地方自治体や検疫所を通じて、食品製造施設の衛生的な管理や輸入食品を含めた流通食品の安全確保のための監視指導に取り組んでいる。また、各施策の決定・実施に当たっては国民等から意見を聴取し、関係者相互間の情報及び意見の交換を促進することとしている。(平成27年度に医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部となる予定。)

5-(2)-3-1-2

検疫所 Quarantine Station

検疫法に基づき、海外から我が国に来航する航空機、船舶、貨物、旅客等を介して、国内に感染症の媒介動物、病原体等が侵入することを防止すること、並びに食品衛生法に基づき、輸入食品等の安全性を確保するため、我が国に輸入される食品等の輸入届出の審査及び試験検査による監視指導を行うことを目的に設置されている機関のことをいう。

このほか、海外渡航者に対して、感染症情報の提供、感染症の予防接種の実施、 食品の輸入に際しての相談業務等を行っている。

5-(2)-3-1-3

厚生科学審議会 Health Sciences Council

疾病の予防及び治療に関する研究その他厚生労働省の所掌に関する科学技術及び公衆衛生に関する重要事項について審議する機関のことをいう。省庁再編に伴い、平成13年に設置された。30人の委員からなる。感染症分科会、生活衛生適正化分科会、生活環境水道部会等がある。

5-(2)-3-1-4

藥事・食品衛生審議会 Pharmaceutical Affairs and Food Sanitation Council

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法、毒物及び劇物取締法、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律並びに食品衛生法の規定により、その権限に属させられた事項を処理する。平成13年1月に設置された。薬事分科会、食品衛生分科会があり、委員の定数は30人以内である。食品衛生分科会に食中毒部会や農薬・動物用医薬品部会等がある。

5-(2)-3-1-5

地方厚生局 Regional Bureau of Health and Welfare

厚生労働省の発足とともに、従来の地方医務局と地区麻薬取締官事務所を統合し、設置された。麻薬等の取締り、福祉・衛生関係の監視指導、健康保険組合や厚生年金基金の監督等を行っている。

北海道、東北、関東信越、東海北陸、近畿、中国四国、九州の各局、四国厚生支局、九州厚生局沖縄分室がある。各局には食品衛生課があり、HACCPシステムによる食品の製造又は加工に係る承認に関する業務や輸出食品に係る認定施設の指導等を行っている。

5-(2)-3-1-6

国立がん研究センター National Cancer Center

戦後、日本人の疾病構造が変化し、がんによる死亡が増加し、さらに増加が予想されるため、国としてがん対策の必要性があったことから、昭和**37**年に発足された。

運営部、病院(東京・築地、千葉・柏)、研究所(東京・築地、千葉・柏支所) による診療、研究、研修、情報収集・発信を行っている。

5-(2)-3-1-7

国立医薬品食品衛生研究所 National Institute of Health Sciences

医薬品、食品、化学物質等について、品質、安全性、有効性の評価のための試験、研究、調査を行っている。明治7年に医薬品試験機関として発足した。国立衛生試験所への改称を経て、平成9年に改称された。

5-(2)-3-1-8

国立感染症研究所 National Institute of Infectious Diseases

感染症を制圧し、国民の保健医療の向上を図る予防医学の立場から、広く感染症に関する研究を先導的・独創的かつ総合的に行い、国の保健医療行政の科学的根拠を明らかにし、支援している。昭和22年に設立された。

感染症にかかわる基礎・応用研究、病原体の保管、試薬の標準化及び標準品の製造・分与、感染症情報の収集・解析・提供、生物学的製剤の検定及び品質管理、 国際協力関係業務を行っている。

5-(2)-3-1-9

独立行政法人国立健康・栄養研究所(国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所)

National Institute of Health and Nutrition (National Institutes of Biomedical Innovation, Health and Nutrition)

公衆衛生の向上及び増進を図るため、国民の健康の保持・増進及び栄養・食生活に関する調査・研究等を行っている。

大正9年に発足し、平成13年4月1日より独立行政法人となった。平成27年4月1日に独立行政法人医薬基盤研究所と統合し、改称。

5-(2)-3-2 農林水産省関係

5-(2)-3-2-1

消費·安全局 Food Safety and Consumer Affairs Bureau

消費者を重視した食品安全行政を進めるために食品安全基本法の施行と同時に 平成 15 年 7 月に発足。農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性 の向上のほか、食品表示の適正化による消費者への的確な情報の伝達・提供、家 畜や農作物の病気や害虫のまん延防止による食料の安定供給、消費者をはじめと した関係者との情報・意見の交換と施策への反映、望ましい食生活の実現に向け た食育の推進等を行っている。

5-(2)-3-2-2

動物医薬品検査所 National Veterinary Assay Laboratory

動物用医薬品が有効かつ安全であり、その役割を確実に果たし得るため、医薬品の開発、製造販売、流通及び使用の各段階での検査、承認審査、指導等を行い、また、海外悪性伝染病ワクチンの安全性確認や家畜生産段階での薬剤耐性菌調査等を行っている。

5-(2)-3-2-3

動物検疫所 Animal Quarantine Service

外国から輸入される動物・畜産物等を介して家畜の伝染性疾病が国内に侵入することを防止するため、生きた家畜、家きんや食肉等の輸入検疫を行っている。さらに外国に家畜の伝染性疾病を広げるおそれのない動物・畜産物等を輸出することによって我が国の畜産の振興に寄与すること、及び輸出入される動物の検疫によって病原体が伝播されることを防止することにより公衆衛生の向上を図ることを目的としている。

5-(2)-3-2-4

植物防疫所 Plant Protection Station

植物に被害をもたらす海外からの病害虫の侵入を未然に防ぐため、全国の海港や空港で野菜、果物、樹木等の輸入検疫を行っている。さらに諸外国の要求に応じた輸出検疫、重要病害虫の国内でのまん延を防ぐための国内検疫等の業務を行っている。

5-(2)-3-2-5

地方農政局 Regional Agricultural Administration Offices

農林水産省の地方行政組織で、北海道及び沖縄県を除く全国を東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州の7ブロックに管轄区域を分けて設置されている。なお、沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局がその任に当たっている。

生産や消費の現場により近い国の機関として、地域の実情に合った各般の施策を実施している。

平成15年7月の農林水産省本省における消費・安全局の新設に伴い、各地方農政局において、食品分野における消費者行政とリスク管理業務を担う「消費・安全部」を新設した。

5-(2)-3-2-6

農業資材審議会 Agricultural Materials Council

農薬取締法、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律、農業機械化促進法、種苗法に属する農薬、飼料及び飼料添加物、農業機械、種苗に関する重要事項を調査・審議している。

農薬分科会、飼料分科会、農業機械化分科会、種苗分科会という四つの分科会からなる。

5-(2)-3-2-7

食料。農業。農村政策審議会 Council of Food, Agriculture and Rural Area Policies

食料・農業・農村基本法に基づいて設置され、食料・農業・農村基本計画等の施策の基本事項を審議している。企画部会、家畜衛生部会等が設置されており、家畜衛生部会には、プリオン病小委員会等が設置されている。

5-(2)-3-2-8

独立行政法人農林水産消費安全技術センター Food and Agricultural Materials Inspection Center

生産資材の安全性の確保と適正な使用、生産から流通までの各段階での安全性の確保のため、肥料、農薬、飼料、ペットフード等に関する安全性の検査を行っている。また、適正な表示のため、食品の表示等に関する検査等の効率的・効果的な推進、食品や農業資材に関する情報の提供等を行っている。

5-(2)-3-2-9

独立行政法人(国立研究開発法人)農業·食品産業技術総合研究機構 National Agriculture and Food Research Organization

国の試験研究機関だった12試験研究機関を統合して、独立行政法人農業技術研究機構として平成13年に発足した。その後、2回の統合を行い、平成18年4月に現在の独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が発足した。

動物衛生研究所:動物疾病の予防、診断、治療に関し、基礎、開発、応用までの幅広い研究を実施する機関。国内の動物衛生の向上を図るため、研究業務に加えて、生物学的的製剤の製造・配布や各機関からの要請に応じ、診断が困難な疾病、特殊な疾病、未知の疾病及び国際重要伝染病を疑う疾病について病性鑑定(診断)を行っている。

食品総合研究所:食品研究の専門機関として、食と健康の科学的解析、食料の安全性確保と革新的な流通・加工技術の開発、生物機能の発掘とその利用等、食に係る科学と技術に関し、幅広い研究を行っている。

5-(2)-3-2-10

独立行政法人(国立研究開発法人)農業環境技術研究所 National Institute for

Agro-Environmental Sciences

平成13年4月に独立行政法人化した試験研究機関。

地球温暖化の緩和や生物多様性の確保を図るとともに、有害物質による土壌・ 農作物汚染等に対処するため、農業生産の対象となる生物の生育環境の保全及び 改善に関する基礎的な調査研究を行っている。

5-(2)-3-2-11

独立行政法人(国立研究開発法人)水産総合研究センター Fisheries Research Agency

水産庁の試験研究機関を統合し、独立行政法人として平成13年4月に発足した (平成15年10月に認可法人海洋水産資源開発センター及び社団法人日本栽培漁業協会の事業を、さらに、平成18年4月に独立行政法人さけ・ます資源管理センターの事業を引き継いでいる。)。

水産に関する技術の向上等に寄与するため、国際的視野に立った我が国の水産業の振興と活性化を目指し、水産海洋、水産資源、水産増養殖、水産工学、漁場環境保全、水産利用加工、水産経済等に関する研究を、基礎・応用研究から栽培漁業に関する技術の開発、並びに海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査まで、幅広く総合的に実施している。

5-(2)-3-3 環境省関係

5-(2)-3-3-1

独立行政法人(国立研究開発法人)国立環境研究所 National Institute for Environmental Studies

昭和49年3月に発足した国立公害研究所(平成2年7月に国立環境研究所に改組) が平成13年4月に独立行政法人化した機関。

この間、主要な環境問題は公害問題から地球温暖化・循環型社会・生態系の劣化等、長期にわたる人間活動に起因する地球規模の問題へと変化してきた。

平成23年からは環境研究の柱となる研究分野として「地球環境」、「環境リスク」、「生物・生態系環境」、「環境健康」、「環境計測」等を設定し、長期に継続的に進めるべき研究を含めて推進するとともに、重要な環境研究課題に対応する研究プログラムや東日本大震災後の災害と環境に関する研究にも取り組んでいる。

5-(2)-3-3-2

中央環境審議会 Central Environmental Council

環境基本法第41条に基づき、環境省の機関として、平成13年1月6日に設置された。

①環境基本計画に関する意見具申、②環境大臣又は関係大臣の諮問に応じ、環境の保全に関する重要事項の調査審議、③環境の保全に関する重要事項についての意見具申等を行う。このうち、「土壌農薬部会」では、農林水産省が農薬登録を行う際に、水や土壌等への影響にかかる評価について審議が行われる。